

泣く子と には勝てない (生命保険相殺残酷物語)

泣く子と地頭には勝てない そんな言葉を覚えたのは中学生時代の歴史授業だった。中世鎌倉時代に全国各地に任命され赴任した地頭の傍若無人な振舞いを、泣き止まず駄々をこねる乳飲み子に例え「手に負えない」ことを意味する言葉だったと記憶するが、つい最近、ある金融機関の行った行動が昔習ったこの言葉を思い出させた。

まず事実関係を書いてみる。A社社長は、個人名義でP金融機関(以下Pとする)から事業資金を借りていた。借入に当っては、本人名義の時価充分の土地を担保に差し入れ、連帯保証人にはA社自身がなっていた。その形式で長い期間取引を続けてきたが、今年A社社長が急死した。この話はここから始まる。

A社は、大分前、Pからの借入とは何の関係もなく契約者をA社、社長を被保険者とするPが取り扱っている生命保険に加入した。社長急死後、A社社長妻(以下Bとする)が保険金請求手続きを行った。請求する際、保険金振込口座をPでなく債務のない他の金融機関に指定した。

それから1ヶ月、中々保険金が下りない。他の保険会社が1~2週間程度で保険金を交付したのに対し余りにも鈍重な動きだった。それは組織上の問題だから仕方ないとして、1ヶ月半位経過した頃PからBに面談したいとの申入れがあった。面談の骨子は保険金を以って貸出金を返済して欲しいということだった。

Bは、時価充分な土地を担保に入れているので迷惑はかけない、当該保険金は支払その他に使うので返済に充てられない、とPに申入れ保険金を早く交付して欲しいと要請した。

ところがその翌日、P金融機関顧問弁護士からA社及びBから相続人に内容証明郵便が送達されてきた。郵便は二通あった。一通は、A社のPからの借入金は延滞が発生したので期限を喪失するという「期限の利益喪失通知」だった。もう一通は、A社社長への貸付金とA社が受取る保険金を相殺したという「相殺通知」だった。この余りに素早く有無を云わせないPの行動には、後で事情を聞いた私も正直云って驚き呆れた。そして債

務者の事情に一片の考慮も加えない行動に怒りが込上げてきた。それは、長年取引をしてきちんと対価を支払ってきた者へ取る措置とは思えなかった。Pとはそうした存在だったのか?

その後一つの疑問が生じた。それは、Pは保険契約の当事者だったかどうかという疑問である。Pが直接の契約者であり、P自身に保険金給付義務があるならば、債務者への貸付金と保証人への給付保険金を相殺することは法的に問題ないかもしれない。しかし、Pが保険給付の当事者であるとは思えなかったのである。

この疑問に対する顧問弁護士の回答は、Pは保険の直接の契約者である、背後にいる保険会社は再保険引受会社である、従って保険金支払義務はPにあり相殺できる、というものだった。

どこか釈然としないものを感じた(実質的な保険会社はPではないという思いは消えなかった)が、Bは個人でもPの扱う保険に加入しており、その交付を受けるためこれ以上問題をこじらせたくない意向だったので、Pの相殺という行為を事実上認めざるを得ない状態となった。そしてPに差入れていた担保(根抵当権)は、相殺という形で債務を代位弁済したA社に譲渡された。譲渡されてもA社に使い道は少ない。結果的に漁夫の利を得るのは、その土地に後順位で担保を設定していた金融機関となる。

中小零細企業においては、社長の死は多く企業の死につながる。A社もその例に漏れないが、残された妻子や従業員の頼みはやはりキャッシュである。死亡保険金はその最も有力な原資だが、それをPはいとも簡単に相殺した。Pの行動を近くで見聞きした者が得た教訓として、債務者一般が留意しなければならない点を幾つか列挙してみた。参考にしたい。

1. 金融機関に隙を与えるな(今回は約定返済遅延が期限の利益喪失の口実となった)
2. 担保を入れてあっても安心するな(「時価充分な担保」など役に立たなかった)
3. 保険は債務ある金融機関と全く関係ない所と結べ(出口が知れば追いかける)
4. 約定書万能と認識しろ(法的に不備がなければ何でもあり?)
5. 行動する前に綿密な作戦を立てろ(ちょっとした行動が強者の餌食となる)